

Title	大工頭中井家文書(七)
Sub Title	On the documents concerning the Nakai (中井) Family (VII)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko) 高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.1 (1968. 6) ,p.149- 166
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680600-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料紹介

大工頭中井家文書

(七)

中井信彦

高橋正彦

恐々謹言

〔一四八〕 日向政成書状

二月四日

日半兵
(花押)

猶々、大か(鋸)之儀頼入存候、今度御能見物不申候事、神

そ残多存候、然ともさしきにてなくとも御みせあるへ

く候、一たん懸御目上手にて御座候由、みなく申候、

一しほ見物申度候、次ニわれらすきや大かた出来申候、
いつ比駿州へ可有御下候、其節申談一ふく申度候、又其

様御すきにもあい可申候、以上

一書申入候、其以来ハ久々不懸御目御床敷存候、旧冬も

又当年も度々に参候へとも御他行候間不申承神そ御残多
存候、尤罷上諸事得御意度候へとも君ヶ畠良山下才共悉

伊豆山へ被召寄候、就其まふとも符を付かへ申候間明日
(間歩)

君ヶ畠へ罷越候、十日時分ニ可罷帰候、御子息於北野ニ
被成御能候由昨日承候、扱々参候て見物申度儀候へとも

「中井家文書」

右之入申候間不及是非先君ヶ畠へ参候及承候間是非とも
一日見物可申候、然ハ駿州御作事御材木大方申付三月中
ニハ出来可申候、然者過分之儀候間於駿州如被成 御誕
候御国役之大鋸被遣候て可被下候、為其両人ら申入候、

恐々謹言

中和州様

人々御中

〔註〕 ①差出者を日向政成としたがやゝ疑問も残るので後考を
まちたい。次の一四九号文書も同様である。

〔一四九〕 日向政成書状

猶々御ゆかしく存候、いつころ御こしあるへく候、上
様御下向弥十九日ニ相究申候、路次ゆるくと御下可
被成候由、御誕候つる間、来月五六日比ニ爰元 御着
可被成候、此地ニ五三日御逗留之由我等参候までハ相
定申候、□□かわ□候ハん□参存候、さむく候ハんと存

〔一四九〕 一四九

きる物壹つ進候、是ハ下野様ら被下候間、あをいのき

り御座候へ共、き様へわけ申、進候何れも御もん御座

候、内々心かけ候ハ御氣に入ましきと存、進之候申候
てさてもくも御ゆかしく存候分其地ニ数寄々々ニあ

い候や承度候、早々於御前ハ御沙汰候ハ、爰元迄罷

下御作事出来次第其地へ参たき由ニ取成頼入存候、申

度事多候へ共、先者以て申候、以上

一書申入候、仍其以来ハ不申通何様儀候哉、御床敷存候、
殊ニ其地御作事何程出来申候哉、無御心元存候、何比爰
元へ可有御越候哉、我等ハ去二日ニ此地へ参候、与兵致
談合御作事方隨分入念申候、可御心易候、其様御上待兼
申候、其元何様御事候や承度候、弥御氣相御奉公候哉、
朝暮無御心元存候、爰元ヲ珍敷者御呼候由承候間、御氣
相ハ早すき候と能御座候与存大慶存候、我等爰元参候へ
共、れいしきふあしく候ていなきもの斗見申候、早々
懸御目咄申度候、日本神ソ御床敷存候、恐々謹言

(一五〇) 神尾五兵衛書状（折紙）

猶々 将軍様屏風壹双進上被成候、土大炊殿披露被申

一段御嫌（機脱カ）の由候拙者可罷出様ニ持病のふるへ指出候ゆ

へ不罷出候右之仕合ゆへ印判を以申入候

如貴札今度大御所様方々御鷹被遣候而御機嫌能為被成

還御 将軍様御機嫌よく御座候而下々迄も目出度存候就

其御あちやも息災三而御供被申候間可御心安候、將又歲

暮為御祝儀御小袖一重猶助方へも小袖一重給候、何も為

入念御小袖にて一入忝存候、誠ニ幾久与祝申候、次ニ去十

一日ニ 禁中御作事始其上方々御作事奉行衆御立合諸職

人手前勘定御座候付て当年無御下由得其意候、無申迄候

へとも御油断有間敷候、何も永くに可申入候、恐々謹言

極月晦日 神五兵衛

守世（黒印）

中大和様

貴報

九月十三日 日半兵 成（花押）

(一五一) 日比半右衛門正成書状（折紙）

以上

今度者市正被罷上ニ付而田村助右衛門儀被仰出御影を以
早速相澄於拙者忝奉存候、則今度市正へ引合申候、先為
御礼助右衛門被罷上候間捧一書候、何様重而従是可得御
意候間不能多筆候、恐惶謹言

北見若狭守
中坊左近

五味金右衛門

角南主馬

小野宗左衛門

惣御築地々形之奉行

岡田將監

正月晦日
日比半右衛門
正成（花押）

中大和守様
人々御中

〔一五二〕 院御所、中宮様作事奉行衆名簿
写

（折紙）

院御所御作事奉行

小堀遠江守
(カ)
提村孫兵衛

高西夕雲

松波五郎右衛門

山田五郎兵衛

中宮様御作事奉行

〔一五三〕 内藤信正書状（折紙）

猶々前日より御理申儀候間、扱申入候、何様ニも貴様
頼入存候、以上

一筆令啓候、先日者爰元被成御尋候処、早々ニ得御意御
残多存候、即以使者申入候間、御帰京之由候間、御内衆
へ申置由ニ候、然者江州山城拙者領分之内、番匠其元へ
罷越候様ニ承候、如御存知之拙者御城中ニ屋敷被・仰付
候間、則作事仕かけ候、急速大事之御作事其上慮外成申
事ニ候へとも少之儀候而、貴様御心得ニテ被仰付可被下
候、左様ニ無御座候へハ何共手前之作事迷惑申事ニ候、

「中井家文書」

（一五一） 一五一

右の御理申入候間、折又御理申候、猶期後音之時候、恐惶謹言

正月廿六日 内藤紀伊守 信正（花押）

中井大和様 人々御中

〔一五四〕 日下部定好書状（折紙）

猶々諸事御事（カ）多半御心参かやうに御歳暮被仰下候儀、

不浅早々過分ニ存候、以上

御懇札御歳暮之御祝儀と被成諸白大柳二樽新敷鯛一をり
三ツ被懸御意候、過分珍重ニ奉存候、年内ハ万端御取籠
と可有御座候条、来春早々致参上方吉可申上候、恐惶謹
言

極月廿五日 日下部定好（花押）

中井大和守様

御報

〔一五六〕 大久保長安書状（折紙）

猶々来春御下候節可申述候、以上

態使札本望存候、仍駿州にて、御普請ニ付而、我等者共
ニ別而御遣候由藤十郎・甚右衛門申候、左様ニ御礼我等
罷可申入処、甲州表罷下候付而乍存無音之様候、今度於
長崎糸十御拝領之由御手柄共候、為御音信大段子一巻せ
てん一巻祝着申候、来春御下節可申述候、被入御念候段
心得申候、恐々謹言

十二月四日 大石見守 長安（花押）

中井大和様

御返報

〔一五六〕 千賀孫兵衛重親書状（折紙）

猶々、ひるハあつく候間、夜舟ニも御下候ハゞ舟之儀
御存分次第二無由断申付馳走可申候、以上
一書申入候、仍御大工中井大和殿江戸へ御てんのさしつ

ニ為 御詫御下候、白子より其地迄りくしにて御越候、
其地より吉田迄我等小早舟にて送可申候、人多にて彼船
壹艘ニ成不申候者地下之舟を壹艘荷船ニ申付送可被申
候、其元ニ而御用候ハゞ御馳走可申候、為其申入候、恐
々謹言

七月十九日 千孫兵
重親（花押）

伏見右

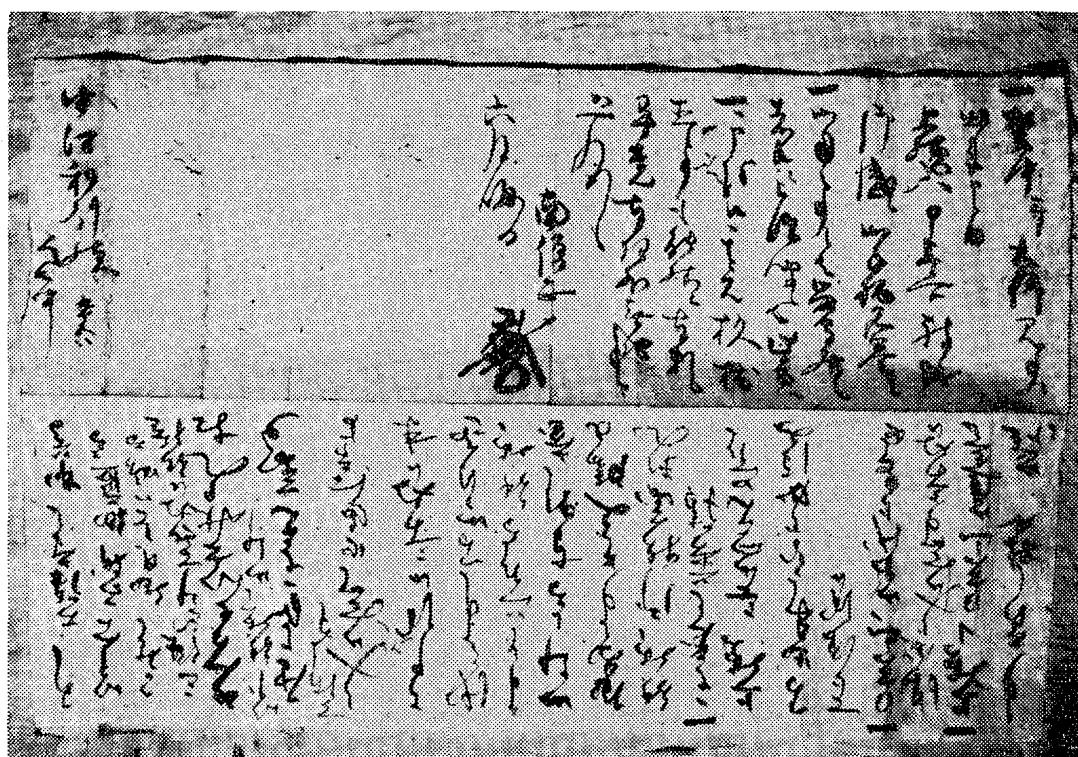
〔ウワ書〕
「千与八郎殿」

伊奈彦左衛門との
参」

〔一五七〕 天海書状（折紙）

猶々大講堂之本尊いにしへハ五駄伽藍ニ而御座候、然
共今ハ略而三仏斗可然存候、仏壇以下能様ニ御斗可然
候、以上

先日者以書状申入候、相届申候哉、其元万事被入御念候
由近江方々被申越候、忝存候、末代之事候間御自分之事



156号文書 天海書状

と思召候而、能様ニ御計候而奉頼候、堂屋敷之事是又勝

手能様ニ御指図頼入候

一其元之普請 上様無御心元思召候間出来候分被成注文

可被仰越候

一日光山へ御下代被遣候由、誠ニ被入御念事忝存候

一上様も日光山御建立之事、節々被成 御詫候

一禁中并大仏見事ニ出来申候由、上様へ申上候へハ被成

御感候、御手柄名譽ニ候

一御用之事候者留守居之者共ニ被仰聞候者此方へ可申越
候、其元杉柱直候事も能様ニ奉頼候、畢竟奉任外無他
事候、恐惶謹言

六月晦日 南僧正 天海(花押)

中江(井)和州様

人々御中

〔懸紙ウワ書〕

天海

中江和州様

人々御中

南僧正

〔一五八〕 板倉勝重書状(折紙)

尚々此方何事無之貴所留守ニも無何事候、可御心安候、
以上

如仰新春之吉記先以珍重存候、仍東照大権現御宮造御座
候付、爰元乃大工衆參候伝馬之事御年寄衆乃も思召申來
候、長吉指図次第百卅疋分申付候、御年寄衆へも此由申
越候、就其京都之大工共其地へ被喚越候、書立之内公家
衆築地請切ニ仕者共有之由候、此者共如書立參候へハ築
地唯今築立候半候、昨日我等も禁中方へ御礼ニ參候付見
候へハはや築立候所も有之事候、唯今柱を立候所も有之
事候、禁中廻ハ皆々公家衆面悉とりやふり作事之取中候
間三十人之者共其地へ參候へハ作事をやめ候、外ハ無之
由將監殿我等所へ其理候間、貴所へ被相尋自余之大工参

候ても不苦候ハ、其次第可然由申事候、乍去長吉・五郎作へ申候て卅人之請切之大工をハ先々指替可被置由談合申事候、はやく公家衆之面悉とりやふり一段見苦敷見候間申事候岡田將監殿も煩ニ付て我等所へ書状にて承候間、其地へも定而思召可被申越候、恐々謹言

正月十六日 板伊賀守 勝重（花押）

中井大和殿
御宿所

〔一五九〕 金地院崇伝・円光寺元信連署書状

（折紙）

以上

十月十六日之貴札同十九日ニ到着拝見申候、寺之出入ニ付而羽三左衛門殿へ重而書状可被遣候由にて写被成御越候、其状を三左衛門殿へ無御越之由承德其意候、互ニ書状ニ而者事済不申候間一人被仰付被指下之由蒙仰尤可然御事候、參府次第二可遂相談之節ニ如申入候、鹿王院被

罷下之儀者御年寄衆以相談申入候条早々鹿王院被罷下候様ニ可被仰付候、其上三左衛門殿へも右之趣被仰越候間無下向候ヘハ無首尾ニ罷成候条鹿王院參府尤存候、恐惶謹言

十月十九日 円光寺 元信（花押）

金地院 崇伝（花押）

板倉伊賀守殿
貴報

〔一六〇〕 二条家々臣山本市右衛門書状（折紙）

以上

年頭之為御礼御參殊ニ御太刀折紙并段子式卷諸白大桶兩樽何も入御念候通令披露候、能々可申旨候、猶御使者申入候、恐惶謹言

二条殿
山本市右衛門

正月十日 （花押）

〔一五五〕 一五五

中井大和守殿
人々御中



161号文書 本多正信書状

〔一六一〕 本多正信自筆書状
〔ウワ書〕

中井大和守殿
人々御中
本佐渡守

正信

猶去刻者諸白両樽并味曾式桶送給御懇志之至不淺候、

以上

御手作之密甘被懸御意候、重々ノ御音信書中難申謝候、
委者面上之節可申承候条不具候、恐々謹言

正月廿四日
正信（花押）

〔一六二〕 土井利勝他二名連署書状（折紙）

書状之趣令披見候、仍院御所御作事御材木初之分者悉相
調大工式千人余罷出油断無之由尤候、右之段申上候間弥
可被入精候、其元御作事様子者先度御目付之衆被罷上候
節板防州迄申入候間定而其刻可被相伝候、恐々謹言

二月廿六日

(永井)
永信
濃守

尚政
(花押)

(井上)
井主
計頭

正就
(花押)

(土井)
土大
炊頭

利勝
(花押)

中井大和殿

〔一六三〕 江戸幕府年寄連署書状（折紙）

以上

急度申入候、貴所其地を當廿日比被出候由承候、御急之
御用ニ候間早々可被罷下候、恐々謹言

正月八日

安藤対馬守
重信
(花押)

土井大炊助
利勝
(花押)

本多上野介
正純
(花押)

酒井雅樂頭
忠世
(花押)

中井大和殿

〔一六四〕 酒井忠世・土井利勝連署書状（折紙）

紙

急度申入候、仍江戸 御城御門共就被 仰付候、為召候
間可有御下候、恐々謹言

二月五日

土井大炊助
利勝
(花押)

酒井雅樂頭
忠世
(花押)

中井大和守殿

〔一六五〕 茶屋又四郎清次書状（折紙二枚）

猶々、御かうやく香箱へ御使者相渡申候、去廿一日二
日両日御本丸ニ而少進法印尤今春立(金下間)之御能御座候而
一段 将軍様御機嫌ニ而御座候、御所様廿六日かさい
へ鷹野ニ被成御出候よし被仰出候、未何ともしぬ不申
候其元様子義ニ而切々後庄三長左兵衛可被申越成候、
左兵衛庄三よりも状とり可進候へ共、拙子相心得可申
入候よし御申候間無其義候、神五兵衛殿へも切々御音
(カ)

信忝事被仰候、以上

早々御返書共(ママ)被可進之候へ共 大御所様御成ニ而何れも思召敷候而少々相延申候

一將軍様へ上申候御所柿能時分ニ参一段御機嫌ニて御座候、將亦御書中之通 御前ニ而青岡書殿忠兵衛殿被仰上候、御心安可被思召候、又佐州殿へも懇ニ其通申入候へハ被成御意得申候由被仰是又可御心安候

一御かうやくの義左兵衛拙子申上候へハ爰元へ多御もた

せ御下なきよし被成 御意駿河ニ而何とて不被申上候よし

し被成御詫候間駿府ニ而失念仕扱拙子ニ所迄人を下申由申上候少成共被下候ハん之由被成 御詫則相登せ申候

一漆之義石見殿へ大仏之ニ入候間賈度由又五郎申候よし

被成御意候付而石見守殿拙子ニ其元へ便宜候者何程入申候哉承度候由仰遣候由被仰候間(カ)さてく申入候何ほと成とも其方次第ニ可被成御渡候由被仰候

一御所様今日御本丸へ御成ニ而御座候明日者増上寺御成

之由ニ候一段御機嫌御息災ニ被成御座候間御心安可被思食候、貴殿之義先度も本佐渡守殿へ被成御語いつれも上

様御手柄之様ニ被成 御意一段御機嫌ニ而御座候、能次

而にて御座候而大仏之棟木之義霜月十日ニ上申由申上候へハ御機嫌其掛無御座候、貴殿御煩之義不養性にも候や

うニ皆々取沙汰御座候間、上様御ためニも御座候而御養性候て尤候由各被仰候而何様も御養性被成可然存候、恐惶謹言

(慶長十六年)

十月廿四日 茶屋又四
清次 (花押)

中和州様

御報

〔一六六〕 後藤忠正書状

猶以申上候、加賀御姫君様御くわいにんのよし被仰下御祝之為御使御身帶為持參候間、万々年候と目出度罷

下候、以上

一書申上候、然者江戸より仕合能吉兵衛殿被罷登可為御満足と奉存候、於江戸ニ如御目録各様へ呉服指上申候処ニ

一段御祝着之由我等方迄各々被仰越候、隨而江戸カ為御祝言加州へ御使ニ明後十三日ニ罷下候、其カ江戸へ參候間頓而罷上目出度万々年之御祝儀可申上候、恐惶謹言

十月廿三日 神五兵衛(神尾) 守世(花押)

正月十日 忠正(花押)

中井大和様 御報

(ウワ書)

「 中和州様 後藤源左衛門尉
人々御中 忠正 」

以上

〔一六八〕 松武藏守某書状①

態申入候、先度者乍御報具示承本望之至存候、先々 上様御機嫌能御座候由目出奉存候、將又良照院様先度カ御腹中氣之由夜前左衛門督方カ申越候、然共為指御煩ニ而ハ無御座様ニ聞申候間御機遣有間敷候、自然御噂も御座候ハシ可然様ニ御取成頼存候、隨而此地御普請手前分漸々隙を明申候間可御心安候此中御心付之程書中ニ不得申候、御暇被下候ハシ、罷上候節以面万々可申入候、恐々謹言

〔一六七〕 神尾五兵衛守世書状

猶々不及申ニ候へ共御養用專一に存候禁中様御作事并ニ大仏大形出来申候由申上候処ニ虫喰御機嫌之事ニ候間いよシ御油断有間布候、以上

重而御状具ニ令披見候、仍而將軍様江柿式箱數五百御上候、酒井雅樂殿御披露候而一段と御機嫌能候間可御心安候、次ニ我等方迄諸白大柳式つ送賜辱存候、將又貴殿煩之様子懇ニ申上候養生を可仕旨御意候間其御心得候而御養生御油断有間敷候、猶重而可申入候間不能多筆候、恐々謹言

九月九日 松武藏守 □□(花押)

〔中井家文書〕

(一五九) 一五九

中井大和殿

御宿所

〔註〕 ①差出者が武藏守を称しているのは種々疑問が残るが、

今にわかにきめ難いので後考をまちたい、

〔一六九〕 京極忠高書状（折紙）

其以来以書状不申入無音所存之外候、今度江駿為御詫罷

下一段御□義共ニ而金銀など拝領仕罷上候、何角手前

取紛□遅引令迷惑候、其地御普請之儀万事可然様

方カ奉

頼候、丹後守我等一所之事候間、如何様ニも同前ニ被成

可被下候、此方々普請奉行斎藤勝左衛門と申者、付置申

候間、諸事被仰聞可被下候、得御意候へと申付置候、猶

自是以使者可申入候間、不具候、恐惶謹言

七月十八日

京極若狭守

忠高（花押）

以上

其以来者久以書状も不申入無音所存外候、隨而不珍候へ
共腹持之鮭五尺令進入候、於御賞翫者可為本望候、猶期
後音時候、恐惶謹言

羽丹後守
(花押)

中大和様

人々御中

〔一七一〕 増上寺僧存虎書状

山門之御本尊之儀ニ付而廓山迄之一書 国師様江申上候
処ニ御立腹之筋目無際限候得共、先々五六ヶ条以一書ヲ

申候

一山門之御本尊も大仏之後光仏ヲ一躰心作候者冬中出来
可申ヲ大和出頭之マコ我か儘達故遲々候事

一増上寺之建立式百年も賢固之様ニ被仰出候処ニ四月作
事納六月下旬ニ者天上落縁けたヲおしまげ柱ヲ押くぢき

中大和守様
人々御中

方々之たれ木おしさがり無是非躰無御事候

一疊ヲ申付候処ニ自分之造作も不為入処ニ申不付儀如何
様之存分之儀之事

一張付障子磨付ゑかく事種々其方へ非脚被遣候得共不仕
事

一領堂ろうか先奉行之小屋之まわりニかわ付候、朽去板

ヲ打付候間當座分も踏破候事

右如之儀増上寺之建立ニ被為出候銀子ヲ者二三駄つけか

へし何とて半作ニ仕候哉、外聞如何与被思召 将軍様よ

りたゞみ磨付ゑかく事極月晦日ヲ切仰付候、國師様も三
月上旬ニ者駿府御參可有之旨ニ候、急度御披露被成大和

ヲ召下ニ御尋可有御存分ニ候、御心得尤候

正月十一日 存虎（花押）

中井大和殿

〔一七二〕 板倉勝重書状（折紙）

以上

「中井家文書」

追而小倉之橋奉行之者も三日之日より申付可遣候、其
分御心得尤候、以上

禁中北之御門之事伝 奏衆へ折紙指遣候、從此方も奉行
式人申付候、買材木金物以下貴所手代と我等者共能々相
談可相調由念を入御申付尤候、猶此旨可申入候、恐々謹
言

言

七月朔日 板伊賀守
勝重（花押）

中藤右衛門殿
御宿所

〔一七三〕 諸家々臣廿三名連署書状

猶以右之通和州様へ御尋候て可被下候、何れへ成とも
手廻能方へ御談合申度候、以上

禁中様御築地石垣地形御普請就被仰付下奉行共罷上候、
則石場割仕儀ニ候、然共内々如申入めんく築のきニい
たし候ハ、御築地も揃申間敷候間いつも仕付候もの共ニ
銀子ニ而請取に仕候様ニ仕度候間何程ニて請切ニ可仕候

（一六一） 一六一

との儀、中井太和様御頼候て前通被仰付候、日用之もの
共被召出其口を御しめなされ可被下候、御手前のも各な
みニ銀子にて可被成との儀候間御如在ハ御座有間敷候へ
共急御究候て可被下候、御談合申度候、恐惶謹言

五月十五日

松平筑前守内
稻葉兵部（花押）

同

神辺藏人（花押）

羽柴三左衛門尉内
寺西次右衛門（花押）

同

北村又六（花押）

羽柴左衛門大夫内
牧主馬頭（花押）

浅野紀伊守内

野田三大夫（花押）

加藤肥後守内

水谷甚右衛門

羽柴右近内

畠田権忍（花押）

羽柴丹後守内

木村次郎兵衛（花押）

京極若狭守内

齊藤勝左衛門（花押）

藤堂和泉守内
藤堂金七（花押）

堀尾帶力内
武井勝兵衛（花押）

松平長門守内
藤井太郎右衛門（花押）

鍋嶋信濃守内
塙屋勘右衛門（花押）

田中筑後守内
石崎覺太夫（花押）

松平土佐守内
土方金十郎（花押）

有間玄蕃内
山本次左衛門（花押）

生駒讚岐守内
田戸彦兵衛（花押）

伊井兵部内
加藤金左衛門（花押）

加藤左馬助内
梅原十介（花押）

加藤左馬助内
梅原十介（花押）

同
谷口平十郎（花押）

羽柴越中守内
星野勝左衛門（花押）

同
猿本左門（花押）

二村勝二郎様

人々御中

〔一七四〕 諸家々臣十六名連署書状

猶々、いかやうにも御両三人様頼たてまつり候間、日用ニ被仰付可被下候、以上

日用取衆より中井大和様迄の書付之面拝見仕候、然者惣請ニ罷成間敷由承候、菟角最前伊賀様ニテ御寄合之時御理り申上候通ニ日用取衆へ被仰付可被下候、此外残衆之儀ハ日用衆へ被仰付由候、左様之なみニ被成可被下候、左候へハ此間寄置申候、大石栗石そつに不罷成様ニ先度も如申上候、日用衆へ請取御算用ニ相立候様ニ被成可被下候、御両三人様奉頼候、恐惶謹言

七月十二日 越前少将内
土方市佐 (花押)

松平筑前内
大橋九郎兵衛 (花押)

同 梅口兵介 (花押)

浅野紀伊守内
野田三大夫 (花押)

藤堂和泉内
藤堂金七

(花押)

羽柴左衛門大夫内
牧主馬頭

(花押)

加藤肥後守内
水谷玄右衛門

(花押)

羽柴越中守内
神戸喜右衛門

(花押)

同 山本次右衛門 (花押)

羽柴右近内
富田権之丞

(花押)

有馬玄蕃内
山本次左衛門 (花押)

生駒讚岐守内
片山太兵衛

(花押)

田中筑後内
石崎覺大夫

(花押)

寺沢志摩守内
松原善兵衛

(花押)

富田信濃守内
野々村源介

(花押)

同 今村六左衛門 (花押)

板倉伊賀守様

米木津清右衛門様

中井大和守様
參人々御中

〔一七五〕 大久保長安・村越直吉連署書状

猶々此方にて如申合候三左衛門尉殿御為能様ニ被仰付
可被為遂候、頼入申候、已上

態一筆申入候、先度御上之時分者早々御暇乞申御残多存
候、隨而此方にて如申候三左衛門尉殿御普請之儀何様ニ
も貴殿能様ニ被成候而可被為遂之候、普請奉行之儀も幡
磨より可被仰付候間能々御相談候て三左衛門尉殿御為能
様ニ被仰付可給候、頼入申候、恐々謹言

五月十八日 村茂介 直吉(花押)

大石見守 長安(花押)

中大和守殿 参

〔一七六〕 加藤嘉明書状(折紙)

一書令啓候、拙者事江戸へ罷下在之事ニ候、仍而御無ケ
布義ニ候へ共禁中ついち石垣万日用請取致候様ニ御才覚
可給候、頼存候、拙者爰元ニ可居召使候者などニ申付不
念なる義候へハ却而如何ニ候間扱如此候、恐々謹言

七月十一日 加左馬助 嘉明(花押)

中和州様 人々御中

〔一七七〕 蜂須賀至鎮書状(折紙)

以上

態得御意候、隨而禁中築地御普請之儀私手前請ニ仕度之
由得御意候處ニ其通ニ被仰付被下候由忝存候、當國去年
大水にて御座候キ、當年川よけ堤など為申付候、別而過
分ニ存候、為御礼如此ニ御座候、恐惶謹言

七月十五日 蜂阿波守 至鎮(花押)

中大和守様

人々御中

〔一七八〕 本多正純書状（折紙）

以上

一書令啓達候、仍而禁裏御普請諸大夫役之儀我等手前三
万三千石ニ而御座候間右之分日用を以可申付候而武九郎
右衛門山田平右衛門両人かたく御申候て日用にて被仰付
司給候、其元之儀可然様ニ御引頬入存候、恐惶謹言

七月十五日 本上野介 正純（花押）

中井太和守殿

人々御中

〔一七九〕 後藤庄三郎光次書状（折紙）

猶々大仏大引物 可被申由申進候ヘハ 御機嫌其かん
も無御坐候、殊ニ大引物ゆへ御満足ぶり申候由候て又
御機嫌ニ御坐候、又小四郎儀ハ其弟我等所ニをき申候
故、先度状をこし申候、少も惡事候ハシひいきへんは

ハ入申ましく候間、其御心得可被成候、以上
一書申入候、然ハ禁中様御古御殿又 御機嫌ニ御坐候、
貴殿ハ 禁中様ノ御殿其外御作事ノもやう肝を御煎可有
候、必々築地ニ形などの日用ノ肝煎被成候ヘハ急候ハん
間其御心得可被成候、御詫ニも其通被成 御意候、古御
殿さへ早々くづし候ハシ爰元へ御注進被仰候て御尤ニ存
候、但築地ひやうニ成申候哉、大名衆ノ下奉行共寄合候
て謄候ハシ貴殿ハ無御存知事ニ候間左様之儀ニ候ハシ猶
々爰元へ御下候て萬々御前ニて被仰上御尤ニ存候、下々
ニテハ何共申候もしれ不申候間、必々其元大形ノ隙候て
御下候て前カ得 御意を候て御尤ニ存候、恐惶謹言

七月十九日 後庄三郎 光次（花押）

中和州様

まいる

〔一八〇〕 板倉勝重書状（折紙）

猶々、各御年寄衆御相談候て被仰上尤候、御日取之御書付江戸駿府御年寄衆へ指下申候間可有其御心得候、以上

去十四日之書状十七日参着披見申候、禁中様来十二月中二被成御徒移候様ニ被成御日取早々指下可申由御諫候旨奉得其意候、則傳 奏衆へ申入候

一上棟之吉日先日被仰出候、十月廿六日只今も御書付参

候

一内侍所渡御吉日十一月十一日

一禁中様御徒移之吉日十二月十九日右之通

何も伝奏衆より御書付参候間御年寄衆迄指下申候、上棟之時分ハ從江戸御奉行可被成御越候哉、是も江戸御年寄衆尤存候、於其元 御前御仕合能候由珍重存候、恐々謹言

九月廿一日 板伊賀 勝重(花押)

(後筆)
「いたくらとのふみ」

中大和殿
御報

〔一八二〕 板倉勝重書状

猶々其元御隙明候ハゝ頓而御上待入存候、以上

幸便候間以書状申入候、去十三日之御状十七日ニ参着披見申候、上様弥 御機嫌能被成御座候、先以目出度奉存候將亦 禁中御舞台御楽屋之儀、頓而出来可申候、信州被申候間可被御心安候、其外御物書部屋御 藏無御座候間申付候様ニと被 仰出候へ共拙者為自分難斗存候由申上候、幸伝奏衆其地ニ御座候間則広橋中納言より御状被遣候間、次飛脚にて指下申候届申候、其元ニテ大納言殿次第被得 御諫可然存候、猶爰元御宿無事候、恐々謹言

三月廿一日 板伊賀 勝重(花押)

中大和殿
人々御中